

決算審査特別委員会記録

<歳入・総務部>

開催日時 平成21年10月13日(火) 10:01~12:44

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

国中 憲治 委員長
森山 賀文 副委員長
浅川 清仁 委員
井岡 正徳 委員
大国 正博 委員
森川 喜之 委員
中野 明美 委員
神田加津代 委員
粒谷 友示 委員
丸野 智彦 委員
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 太郎田会計管理者(会計局長)

稲山 総務部長

上田 監査委員事務局長

川端 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定について
報第26号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

会議の経過

○国中委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は全員が出席ということで、どうも皆さんご苦労さんでございます。

委員の皆さんにお諮りいたしますが、初めに傍聴についてであります。本委員会は本

日より4日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**国中委員長** それでは、傍聴の申し出があった場合は、そのようにいたしたいと思いません。

次に、参考人の出席要請の件についてお諮りをいたします。

平城遷都1300年祭につきまして、10月14日水曜日午前の部局別審査及び質問がある場合には、10月16日金曜日午前の総括審査において、社団法人平城遷都1300年記念事業協会の中山県内・広域事業部長、秋里会場運営部長を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**国中委員長** ご異議がないものと認めます。

次に、日程に従い、歳入、総務部の審査を行います。

それでは、審査日程に従い、初めに会計管理者から平成20年度決算の概要の説明、引き続き総務部長から健全化判断比率等の説明を願います。

○**太郎田会計管理者** それでは、平成20年度の決算概要について、説明申し上げます。

お手元に配付してございます決算関係資料等は、非常に多くございますので、A4判11枚ものに取りまとめいたしました、「平成20年度一般会計決算の概要」に基づき、説明をさせていただきます。

まず、1ページ、一般会計の決算の全体像でございます。

歳入の決算額は、B欄ですが、4,561億5,500万円、前年度に比べ24億3,600万円の増となっております。

次に、歳出の決算額は、C欄ですが、4,531億1,500万円で、前年度に比べまして27億6,000万円の増となっております。

収支差引額、D欄でございますが、30億4,000万円となっており、前年度に比べ3億2,400万円減となっております。

この額からF欄の翌年度へ繰り越すべき財源21億7,000万円を差し引いたG欄の

実質収支額は、8億7,000万円となったところであります。

続きまして、2ページ、一般会計歳入の状況でございます。款別の内訳、構成比等につきまして、表と円グラフであらわしております。

平成20年度歳入の決算総額でございますが、合計4,561億5,500万円で、前年度と比較いたしますと、24億3,600万円、0.5%の増となったところでございます。

その歳入の主な内訳でございますが、円グラフの構成比で多い方から申し上げますと、地方交付税30.9%、県税27.6%、国庫支出金15.2%、県債13.0%等となっております。

主な増減について申し上げます。1、県税につきましては、厳しい経済情勢を反映して、法人2税、配当割県民税、株式等譲渡所得割県民税が減少するなど、前年度と比較しまして69億7,900万円、5.3%の減となりました。

5、地方交付税については、国からの交付金額が引き続き削減されており、対前年度0.2%の減となっております。しかし、その振替でございます臨時財政対策債を含むと、2.4%の増となるわけでございます。

9、国庫支出金については、国の経済危機対策による国庫支出金を積極的に活用したことにより、96億8,000万円、16.2%の増となりました。

続きまして、5ページ、一般会計歳出の状況でございます。性質別の内訳を表と円グラフであらわしております。

平成20年度歳出の決算総額でございますが、合計4,531億1,500万円で、前年度と比較いたしますと、27億6,000万円、0.6%の増となっております。

表の義務的経費の小計欄、決算額は、2,497億3,400万円で、対前年度比は、0.2%の減となりました。人件費におきましては、引き続き職員定数の削減を図ったこと、自主的な給与抑制措置を継続したこと等によりまして、前年度に比べ34億9,200万円、2.1%の減となっております。

次に、A列の投資的経費の小計欄、決算額は、731億6,200万円、対前年度比で8.4%の減となっております。そのうち普通建設事業費につきましては、平城遷都1300年祭に向けたJR奈良駅付近連続立体交差及び大宮道路等の整備をはじめ中和幹線、県立学校耐震化対策など、生活に密着した社会資本整備を着実に推進しつつも、事業費総額としましては7.2%の減となっております。

また、Aのその他経費小計欄、1,302億1,900万円と、前年度より8.3%の減となっております。うち積立金につきましては、国の経済危機対策による補正予算を活用して基金を積み立てたことにより、前年度に比べ大幅な増となっております。

8ページは、ただいま申し上げました歳出決算の目的別の内訳を表と円グラフであらわしております。円グラフの主な内訳を申し上げますと、教育費で26.5%、公債費で15.9%、土木費で14.7%、福祉費で12.6%、以下、警察費、諸支出金等の構成比順となっております。

続きまして、10ページ、特別会計の状況でございます。特別会計につきましては、表に記載のように、全部で13会計でございます。

表のBの合計欄、これらの特別会計の歳入決算額の合計は、1,599億300万円、歳出決算額の合計は1,528億9,000万円、差し引きで70億1,300万円となったわけでございます。

以上が、平成20年度の一般会計・特別会計決算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○稲山総務部長 続きまして、健全化判断比率など、財政運営の状況につきましてご説明申し上げます。

「平成20年度一般会計決算の概要」の9ページ、財政運営の状況につきまして、4、収支不足への対応と基金、県債残高の状況でご説明申し上げます。

収支不足額は、平成20年度の当初予算時では、251億円でございました。予算の執行において歳出削減の取り組みなどにより、収支不足額を96億7,000万円圧縮いたしました。しかしながら、決算時においてなお154億3,000万円が不足いたしました。このため、財政調整基金、県債管理基金の取り崩しと退職手当債などの発行により収支不足に対応したものでございます。

この結果、財政調整基金と県債管理基金の残高は、20億7,000万円減少し、365億9,200万円となりました。一方、県債残高は、32億3,000万円増加し、9,860億1,100万円となりました。

続いて、11ページ、6、財政状況の指標でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、平成19年度決算から財政の健全度をあらわす指標といたしまして、健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を算定することとなっております。こ

これらの指標には、法令で早期健全化規準、財政再生規準、経営健全化規準が定められており、その基準を超えますと、財政健全化団体や財政再生団体ということになり、財政健全化計画等を策定して、国の関与のもと、財政の健全化再生に取り組むことが義務づけられるものでございます。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率は、一般会計に公営企業、公営事業会計を除いた特別会計を加えた実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、その連結実質赤字比率は、県のすべての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、いずれも実質赤字は発生しておりません。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金及びこれに準ずるものの標準財政規模に対する比率、つまり借金返済額の大きさの程度をあらわす指標でございますが、11.8%となっております。

将来負担比率は、地方債の残高や地方公社、第三セクターに係る債務など、将来負担すべき負債総額の標準財政規模に対する比率であり、252.2%となっております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業ごとに資金不足の事業規模に対する比率を示したもので、つまり公営企業ごとの資金繰りの状況をあらわす指標であり、水道用水供給事業、流域下水道事業及び中央卸売市場事業では、資金不足額がない状態ですが、病院事業では8.7%となっております。

これらの指標は、いずれも早期健全化規準等に該当する状況には至っておりませんが、資金残高の減少、県債残高の増加という状況を踏まえまして、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要と考えております。

以上、健全化判断比率などについての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、「平成20年度重点課題に関する評価」についてご説明申し上げます。

本県の行政運営は、PDCAのサイクルの考え方で実践しておりますが、その中でも行政評価は、県民ニーズを踏まえた施策を効果的に実施するために最も重要な過程と考えております。

具体的には、予算編成前に基本方針を、予算案決定時には行財政運営プランを公表しております。それを実施し、その結果について評価、チェックしたものが、今回お示しする平成20年度重点課題に関する評価でございます。

また、評価により明確にされた各課題の今後の方向性につきましても、この重点課題に関する評価でお示ししております。

評価結果を活用し、平成22年度の予算編成や組織・定数調整へ着実に反映させていくことにより、財政の健全化と必要な施策の実現を図ってまいります。内容につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

続いて、歳入全般、総務部の決算審査を行います。

総務部長、危機管理監、財務担当総務部次長、知事公室次長の順に、簡潔にご説明をお願いしたいと思います。

○**稲山総務部長** 続きまして、平成20年度の県の一般会計の歳入決算につきまして、総括してご説明申し上げます。

「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」の2ページ、第1款県税でございます。県税につきましては、12月補正及び2月補正におきまして、法人2税、配当割県民税、株式等譲渡所得割県民税など減額補正を行う一方で、地方消費税を増額補正した結果、予算現額は記載のとおり1,254億6,900万円となっており、収入済額は1,258億5,200万円余で、補正後の予算額を3億8,300万円余上回る収入となっております。

不納欠損額は、4億5,400万円余で、主なものといたしましては、第1項県民税の1億8,500万円余、第10項軽油引取税の1億3,100万円余でございます。

次に、第2款地方消費税清算金につきましては、地方消費税の都道府県間の清算により、他府県からの清算金を収入するものでございますが、収入済額は204億円余となっております。

また、第3款地方譲与税につきましては、国税として徴収した税を一定の基準に基づいて地方公共団体に配分されるものでございますが、収入済額は19億円余となっております。

次に、第4款地方特例交付金につきましては、国の児童手当制度の拡充に伴う地方負担額の増加に対応するものなどに対し交付されるものですが、収入済額は20億8,400万円余となっており、予算現額に対しまして1億9,200万円余の増となっております。

3ページ、第5款地方交付税につきましては、予算現額に対しまして6億4,000万

円余の増となっております。

第7款分担金及び負担金につきましては、予算現額に対しまして5,000万円余の減となっております。

なお、不納欠損額789万円でございますが、これは児童福祉施設入所者の保護者からの児童措置費負担金でございます。

また、収入未済額6,700万円余となっておりますが、これもその大半は児童措置費負担金でございます。

次に、第8款使用料及び手数料につきましては、予算現額に対しまして4億900万円余の減となっております。

このうち第1項使用料につきましては、予算現額に対しまして1億9,600万円余の減となっておりますが、その主なものといたしましては、県営住宅使用料等でございます。

また、第2項手数料につきましては、予算現額に対しまして2億1,300万円余の減となっておりますが、これは主に自動車保管場所証明等手数料や自動車運転免許者講習手数料が減となったこと等によるものでございます。

なお、不納欠損額280万円余でございますが、これは高等学校授業料等でございます。

また、収入未済額は1億4,900万円余ありますが、その大半が県営住宅使用料でございます。

第9款国庫支出金についてでございますが、収入済額は、予算現額に対しまして125億4,600万円余の減となっておりますが、このうち事業の繰り越しによるものが107億5,400万円余含まれており、このほか補助対象事業費の減、一部事業の国庫認証減等に伴う国庫支出金の減等によるものでございます。

第10款財産収入でございますが、予算現額に対しまして8億1,900万円余の減となっております。

このうち、第1項財産運用収入につきましては、預金利率が低水準であったため、基金運用収入が減となりました。

また、第2項の財産売払収入につきましては、入札不落等により、土地建物売払収入の減等により減収となっております。

第11款寄附金でございますが、予算現額に対しまして1,100万円余の増となっておりますが、これは平城遷都1300年祭応援寄附金の増等によるものでございます。

次に、第12款繰入金でございますが、予算現額に対しまして86億5,000万円余

の減となっております。

このうち、第2項基金繰入金で84億1,300万円余の減となっておりますが、これは財政状況全般を勘案して、財政調整基金及び県債管理基金からの繰り入れを減額したこと等によるものでございます。

4ページ、第13款繰越金につきましては、予算現額、収入済額ともに33億6,300万円余でありまして、これは平成19年度の決算の確定に伴うものでございます。

次に、第14款諸収入につきましては、予算現額に対しまして14億1,300万円余の減収となっております。

第3項貸付金元利収入につきましては、地域振興に取り組む民間事業への貸付に対する地域総合整備資金貸付金元金収入の減によるものでございます。

また、第4項受託事業収入につきましては、受託事業の減による減収で、主なものとしたしましては、文化財修理等受託事業の減によるものでございます。

なお、諸収入の不納欠損額につきましては、1,400万円余で、主に税に係る重加算金でございます。

また、収入未済額につきましては、18億3,300万円余であります。主として高校奨学資金貸付金元金収入及び大学奨学資金貸付金元金収入の延滞等によるものでございます。

最後に、第15款の県債でございますが、予算現額に対しまして99億円の減となっておりますが、このうち事業の繰越によるものが75億9,200万円余含まれております。

以上、説明の一部を省略させていただきましたが、歳入の説明を終わらせていただきまして、続きまして歳出について説明申し上げます。

5ページ、第1款の議会費でございますが、不用額につきましては、諸経費の節減等によるものでございます。

次に、第2款総務費でございます。

まず、第1項の総務管理費は、主に総務部の管理部門に係る経費であり、不用額の主なものは、一般職の退職手当をはじめとする諸々の不用執行残によるものでございます。

次に、第4項徴税費の不用額でございますが、その主なものは、市町村が徴収した個人県民税の徴収費用等である県民税徴収取扱費交付金が予算計上額より少なかったこと等によるものでございます。

8ページ、14款公債費でございます。この不用額は、県債借入利率の低下及び一時借

り入れの減少によるものでございます。

次に、第15款諸支出金であります。不用額の主なものは、運用収入の減によります基金積立金でございます。

第16款予備費につきましては、災害見舞金といたしまして、平成20年5月に中華人民共和国四川省地震災害に対しまして地域振興費の100万円を、また岩手・宮城内陸地震災害に対しまして総務費の100万円を充当し、執行いたしました。

次に、24ページ、奈良県証紙収入特別会計でございますが、収入証紙消印実績額をこの特別会計の歳出から使用料、手数料、県税等の属する一般会計の当該歳入科目に振りかえる手続を行っております。

歳入歳出の状況につきましては、下の欄の歳入合計65億400万円余の歳入額に対しまして、歳出は25ページ、63億2,700万円余となっております。

32ページ、奈良県公債管理特別会計でございますが、この会計は、借換債を特別会計で発行することにより、一般会計の実質的な歳入歳出規模や公債費負担の明確化を図ることを目的として設置しているものでございます。

歳入歳出の状況につきましては、1,033億7,500万円余の歳入額に対しまして、歳出は33ページ、1,031億1,900万円余となっております。

なお、不用額は2,300万円余でございますが、これは県債借入利率の低下によるものでございます。

以上により、決算報告書の総務部関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」8ページ、1の行財政改革の一層の推進でございますが、県民アンケート調査の実施につきましては、県民ニーズを把握し、今後の県政運営の基礎資料とするため、県民生活のさまざまな分野における満足度などについて、記載のとおり意識調査を実施いたしました。

外部監査制度推進事業につきましては、平成20年度は、包括外部監査として、奈良県中央卸売市場事業費特別会計、また財団法人奈良県林業基金に関する事務の執行及び事業の管理運営について監査を受けました。

また、行政経営推進事業につきましては、平成20年度から3カ年の行財政改革に係る取り組み項目をまとめた平成20年2月策定の奈良県行政経営プログラム及び平成18年3月に策定した奈良県集中改革プランに基づき、全庁挙げて行財政改革の推進に取り組みました。

次に、2の公会計改革の推進でございますが、公会計改革推進事業につきましては、公認会計士等の助言を受けて、総務省方式改訂モデルに基づく財務諸表の施策に取り組みました。

9ページ、3の公の施設・公社事業団等の改革推進でございますが、公の施設・公社事業団等改革推進事業につきましては、平成20年度末で指定期間の終了する国際奈良学セミナーハウスほか8施設について、平成21年4月から3年間の指定管理者の再選定を行ったものでございます。

また、社会福祉事業団に医療経営の専門家を派遣し、経営状況等への助言を行いました。

次に、首都圏における施策の推進でございますが、東京新拠点整備事業につきましては、代官山iスタジオにかわる東京における新たな拠点の選定と整備を行い、ことし4月4日に日本橋に奈良まほろば館をオープンいたしました。

1の新しい時代にふさわしい人材の養成でございますが、公務員制度改革推進事業では、人事評価制度の導入に際し評価者研修を実施するとともに、仕事の成果が上がらない職員に対して特別研修を実施したところでございます。

10ページ、2の戦略的な人材の養成でございますが、自治能力開発センター研修の充実では、能力開発シートを活用した能力開発支援システムを推進するため、職員みずから主体的に能力開発に取り組める研修を行いました。

また、民間企業への派遣研修では、一般職員25名、管理職職員8名の派遣を行いました。

11ページ、3の刊行物等による県政広報では、県民だより奈良で、市町村ガイド、県議会だより等の拡充などにより、県民の関心の高い情報をわかりやすく提供するとともに、5のテレビ等による県政広報では、県政の動き等を織り込んだニュース番組などを提供してまいりました。

13ページ、9の職員の法務能力向上支援でございますが、法務能力向上推進事業につきましては、職員の法務能力の向上を図るため、弁護士や大学教授を講師に迎え、ゼミナール形式の研修会などを実施いたしました。

また、法務リスク管理事業につきましては、法律相談など専門的な支援を受けられるよう弁護士と契約するなど、適正な業務執行の確保に努めました。

14ページ、県有財産の有効活用についてでございますが、未利用県有財産整理事業につきまして、県有財産の有効活用を図るため、未利用県有地1カ所を売却いたしました。

県有資産有効活用事業につきましては、県有資産の有効活用に関する基本方針を策定した上で、県北部地域における庁舎系施設の再配置計画を作成いたしました。

県有地売却事業につきましては、代官山 i スタジオ、弦巻公舎の売却を図りましたが、不調に終わりました。

県庁舎開放事業につきましては、若草山の山焼きやなら燈花会の開催期間中の夜間、また正倉院展、東大寺修二会の開催期間中の土・日・祝日に県庁舎屋上を特別に開放したところ、2万5,665人の入場がございました。

県庁舎屋上広場整備事業につきましては、親しみのある開かれた県庁づくりを推進するため、県庁舎屋上広場を緑化等リニューアル整備し、憩いの場として平成20年7月1日から県民や観光客に開放いたしました。

次の1の山間地域ケーブルテレビ施設の整備につきましては、五條市、旧の西吉野村・大塔村を整備補助するとともに、十津川村につきましては、平成18年度に整備が完了した起債事業に対して、平成19年度から2カ年で助成を行ったものでございます。

また、2の移動通信用鉄塔施設の整備につきましては、吉野町ほか2村を補助するとともに、吉野町ほか1村の起債償還に対し助成を行ったものでございます。

それぞれについて、既に携帯電話のサービスが開始されているところでございます。

16ページ、教育力の充実の私学への助成でございますが、私立学校教育経常費補助金といたしまして、高等学校16校、中学校11校、小学校5校、私立幼稚園教育経常費補助金といたしまして41の園に対しまして、それぞれ記載のとおり助成をいたしております。

そのほか、私立高等学校授業料軽減補助金等と合わせまして、私学への助成は、総額6億5,297万円となっております。

17ページ、県税収入の確保であります。

自動車税窓口業務委託事業では、自動車二税の申告書受付業務等の合理化及び効率化の推進を図るため、窓口業務を外部委託いたしました。

18ページから20ページは、危機管理監から説明をさせていただきます。

以上、総務部の主要施策につきましては、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○川端危機管理監 それでは、「平成20年度主要施策の成果の報告書」の18ページ、防

犯・防災・交通事故対策でございます。

1の防災体制の強化では、上から二つ目の防災訓練事業でございます。災害対応能力の向上を図るために、防災総合訓練を昨年8月、葛城市で実施いたしました。また、12月には、大規模地震発生を想定した災害対策本部運営の図上訓練を県庁で実施いたしました。

次の地震防災対策アクションプログラム推進事業でございますが、平成17年度に策定したアクションプログラムについて、学識経験者からなる推進委員会を開催し、その意見も聞きながら推進に努めました。

また、県のアクションプログラムを参考に、市町村においてもそれぞれの実情に沿ったアクションプログラムの策定をいただくよう、支援に努めたところでございます。

引き続き、策定を働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、災害救助基金積立金ですが、大規模災害の発生に備え、災害救助法に定める所要額を積み立てたところでございます。

次に、国民保護共同訓練事業でございますが、昨年11月に大規模テロ発生を想定して、国と共同して図上訓練を実施いたしました。

消防防災ヘリコプター運航管理事業でございますが、消火や救助活動を広域的に実施するため、防災ヘリの運航管理、防災航空隊の運営を行っているもので、平成20年度は70件の緊急運行を行ったところでございます。

続いて、2の消防設備の整備でございます。

まず、消防力支援強化事業でございますが、市町村の消防施設や設備の整備を支援する県単独の補助事業でございます。平成20年度は、記載のとおりの内容となっております。

20ページ、3の市町村消防の広域化の推進でございます。

複雑化・大規模化する災害に備え、消防体制を充実・強化するために、平成18年に消防組織法が一部改正をされ、一つの消防本部の管轄人口を、これまでの10万人から30万人以上とする国の基本方針が定められました。これに伴い、県では、平成19年度に県内1消防本部体制とする市町村消防広域化推進計画を策定したところです。

これを受けまして、県下13消防本部による広域化協議会準備事務局が設立され、県においても必要な支援を行い、本年4月には、奈良県消防広域化協議会が設立されたところでございます。引き続き、平成25年4月の実現に向けた取り組みを支援してまいります。

続いて、4の救急体制の強化では、救急救命士の資質向上事業として、記載の取り組みを行ったところです。

5の自主防犯・防災活動の推進では、安全・安心まちづくり推進事業として、有識者の懇談会、県民会議の開催、普及啓発事業としてのメールマガジンの発行、講演会の開催県内3カ所、リーダー研修など、地域における自主防犯・防災団体の組織化・活性化に取り組んだところでございます。

自主防災組織の組織率は、記載のとおり、平成20年4月現在で64.8%に、なお平成21年4月現在では、暫定値でございますが、71.7%となっております。引き続き、組織化・活性化に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

88ページ、交通安全対策の推進でございます。ことし4月の組織変更に伴い、くらし創造部の交通安全対策室が安全・安心まちづくり推進課に統合されましたので、私からご説明いたします。

県民の交通安全意識の高揚を図るため、平成20年4月に春の交通安全県民大会を開催したところでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浪越総務部次長 本県の平成20年度の財務諸表についてご説明をさせていただきます。

「平成21年10月奈良県の財務諸表（概要版）」の1ページ、本県では、県財政の状況を県民の方々により理解していただく観点から、平成12年度より、企業会計的手法を用いた財務諸表として、行政コスト計算書及びバランスシートの作成に取り組んできたところでございます。

さらに詳しく正確な財務状況の提供を目指しまして、総務省の「地方公共団体における行政改革のさらなる推進の指針」による財務諸表4表の整備要請を踏まえまして、普通会計、県全体及び連結について、それぞれ平成20年度決算に係る財務諸表4表を作成したものでございます。

1ページ、その作成諸表と相関関係について記載をしております。説明は省略させていただきます。

2ページ、平成20年度末の県の普通会計、公営企業会計等を除きます特別会計と一般会計を加えたもので、普通会計の貸借対照表でございます。

この貸借対照表からは、ポイントに書いてございますけれども、県の公共資産においては、58%程度がこれまでの世代によって負担されたことがわかります。

また、県の資産については、歳入総額の5.5年分であることがわかります。

県民1人当たりの負債額は86万円、資産は180万円となっております。

3ページ、同じく、普通会計における行政コストの計算書でございます。

この行政コストの計算書からは、人件費など人に係るコストが最も多く、経常行政コストの44%を占めていること、また行政コストと公共資産の比率が15.8%となっていることがわかります。県民1人当たりの純経常行政コストは25万円となっております。

4ページ、普通会計ベースでの純資産変動計算書でございます。これは、今年度から新たに作成しているものでございまして、資産から負債を除きました残余の部分、純資産について1年間の増減を示す書類でございます。

平成20年度1年間で純資産が138億円増加し、期末の純資産が1兆3,308億円となっております。

資金収支計算書も、ことしから新たに作成しているもので、現金の流れを示す書類でございます。経常的収支の黒字で公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字を補てんするという関係になっております。

5ページ、平成20年度の奈良県の連結財務諸表でございます。

連結の対象範囲は、普通会計に6公営事業会計、公立大学法人奈良県立医科大学、地方三公社、第三セクター等の11団体を加えたものでございます。

貸借対照表は、普通会計と比べますと1.2倍の規模ということになっております。

以上が、平成20年度決算に係る奈良県の財務諸表の概要でございますが、今後も引き続き当該財務諸表の充実を努め、県の財政運営に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○寺田知事公室次長 公の施設のバランスシート等について、簡単にご説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「公の施設バランスシート一覧表（平成20年度）」というタイトルの2枚とじの資料でございます。

この資料は、県が設置しております公の施設のうち、使用料を徴収して多くの県民の利用に供しております27の施設について、各施設ごとに企業会計的な手法で経営状況を把握するため、1枚目のバランスシートと2枚目の行政コスト計算書を作成したものでござ

います。それぞれの数値については、後ほどごらんいただきたいと思います。

施設の運営状況を見る際の一つの視点といたしまして、コストに対して使用料でどの程度賄われているのかということがございまして、これにつきましては、1枚目の現行料金と行政コストの割合という欄で示しております。

こういった指標も参考にしながら、引き続き公の施設の運営の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○国中委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願いたいと思いますが、委員の皆さんにお願いがあります。

まず、質問は、初めから一括質問をしていただきたいと思います。それを基本に委員会を運営していきたいと思っております。

そして、なおかつ理事者の皆さんには、委員の質疑等に対しましては、明確かつ簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、ご発言をお願いいたします。

○中野（明）委員 2点についてお聞きいたしたいと思います。

一つは、平成20年度の職員の定員削減計画を見ますと、平成17年度から平成22年度の削減目標360人に対して、平成20年度で削減状況は389人となっており、目標は達成しているということで、新たに平成21年度から平成23年度、第4次削減計画ということで180人を削減していくということで出しておられるわけですが、平成17年度から合わせますと540人削減していくことになる。いろんな資料を見せていただきますと、全国と比べて人口1,000人当たり、東京都や政令市を持つ道府県を除く32県中、一般行政部門の職員数は4番目に少ないという資料を出していただいておりますけれども、定員を削減するといっても限度があるのではないかと考えますが、どのような根拠からこの定員削減をさらに進めていかれようとしているのか、お聞きをいたしたいと思います。

そして、土木や水道、また保健師や衛生研究所など、それぞれの職場で技術職の方がおられると思うんですけれども、この確保が求められていくのではないかとthinkです。この中で、これまで系統的にどのような対応をされてきたのかをお聞きいたしたいと思います。

す。

もう1点は、県税収入が全体の28%程度しかなく、地方交付税や国庫支出金など、国からの収入、後から県民の負担にはね返っている県債、こういうことに依存をしているということが見れるわけですがけれども、歳出では、義務的支出が7割を占めているという状況になっております。

今もご説明がありましたが、やりくりするのに、県有財産の売却、あるいは未利用地の売却ということにご苦労いただいて取り組んでおられるわけですがけれども、なかなか思うように売れない状況だと聞いております。

この辺の今後の見通しをどう持っておられるのかということと、もう一つは、平成20年度で9,860億円ぐらいの残高になっておりますけれども、2009年で見たら1兆円を超えていると言われておりますけれども、このまま県債残高がずっとふえていくのか、どれぐらいになっていくのか、どのような見通しを持って取り組まれていくのかをお聞きいたしたいと思っております。

○中人事課長 中野（明）委員から、定員削減計画をどのように進めていくのか、どのような根拠で削減をしようとしているのかという点と、技術系職員の確保をどう考えているのかという、二つの点についてご質問をいただきました。

今、事前に資料も見ていただいておりますように、平成21年度から平成23年度まで第4次の定員削減計画を策定して、それに向けて、取り組んでいるところでございます。

定員削減計画につきましては、退職者の状況、また事務事業をいかに見直すかという観点で、社会情勢に対応できる形で削減計画をつくっておるところでございます。

それから、2点目についてでございます。

今も申し上げましたように、業務遂行に当たって有為な人材を確保するということが非常に重要であるという観点から、継続して必要とする職員採用試験を実施いたしておるところでございます。

具体的には、本年度、一種、いわゆる大学卒業程度の試験といたしまして、行政をはじめとする、例えば技術系職種でございます総合土木、建築、電気、農学、化学、獣医師等、合わせて100名程度の募集を行って、今、合格者が決定をしておるところでございます。

また、新型インフルエンザの対応等を考慮いたしまして、医療・公衆衛生分野の充実に図るために、保健師の募集を9年ぶりに行ったところでございます。

今後とも、専門職を含めまして、業務量や業務内容、退職者の状況等を十分精査しながら、必要に応じた人員の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○浪越総務部次長 県有財産の売却の見通しというご質問でございます。

本年度に財産の整理計画というのをつくりまして、今後、売却・貸付等ができる資産について整理をさせていただいたところでございます。

委員ご指摘のように、経済情勢、不動産市況等が悪うございまして、なかなかすぐに売れるという状況にはございませんが、この整理計画をもとにいたしまして、これについては毎年見直しをしていきたいと思っております。本県も厳しい財政状況でございますが、財源の確保につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○村井財政課長 県債残高の動向についてでございますけれども、一般会計で平成20年度末9,860億円でございます。このうち地方交付税の身がわりであります臨時財政対策債等は、これがどちらかという県の判断ではなかなかどうにもできないといいますが、2,100億円余り約2割ほど入っております。

この動向によりまして、相当動きはありますけれども、一般的な建設事業に伴う通常債と言われているもの、これについては削減するように努力をしております。その努力は引き続き続けるという形にしております。

以上でございます。

○中野（明）委員 今、ご答弁いただいたわけですが、事務事業をいかに見直すかにかかってくるとおっしゃっているわけですが、一方で、県庁内で日々雇用という形の人たちがふえてきているということで、全体の中で人を減らしていったら、当然、人件費の総額というものは減ってくるけれども、その中の一部の仕事をまた違った形で賄っているところも見られると思うわけなんです。

人を減らすといっても、これだけの規模の中をやっていこうと思ったら、一定の最低限度の人というのは必要だと思うんですけれども、そこら辺の見通しというんですか、今現在では平成23年度まで新たに180人減らすとなって、それでまた目標達成していった

ら、また次、減らしていくのかという、そこら辺のお考えはどんなふうにお持ちになっているのかをお聞きいたしたいと思います。

県債の問題では、借金がふえていくということになりますから、一体、どこら辺ぐらいがピークになってくるというんですか、このまま少しずつ、ずっと今の経済状況を反映してふえていくのか、それとも今までやってきた建設なんかにかかわった部分で返していくためのお金が一定のところを超えたらそれが下がっていくのかという、そこら辺の見通しはどうなのかをお聞きしたいと思います。

○中人事課長 定員削減計画の満了した後の今後はどうなるのかということについてでございます。

先ほど答弁させていただいたように、今現在、当面は厳しい財政状況環境というのが続くということをお認識いたしております。一層の事務事業の見直しを行いながら、効率的な行政運営をしていくということをお全職員にも周知を図りながら、適正な定員配置を進めていきたいと思っております。

その時点において、社会情勢等を十分勘案しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○村井財政課長 通常債で言いますと、平成14年度の8,300億円余り、ここが一応ピークになっておまして、今、7,700億円ほどということになります。

ただ、先行きの見通し、これは経済対策等、いろんなことが今後もあるかもしれません。なかなか的確に言うことはできませんけれども、総額といたしましては、先ほど言いましたように、最終的には交付税で全部措置されます臨時財政対策債というものが全体の2割弱ほど入っておりますので、このところを含めましてのピークというのは、なかなか今のところ簡単に予測することはできないという、国の動き待ちのところがございます。以上でございます。

○中野（明）委員 先日も本会議で、市町村支援ということで、どういうことができるんだと他党の議員が質問されておりましたが、その中で知事が、橋りょう点検など、技術者がいない市町村は県がカバーする支援をやっていきたいと言われておったわけなんです。

市町村支援ということでもそうですけれども、日常的に土木のところでは、構造計算や、また建築など、いろんなところで、その図面とか、いろんなところを読み取り判断する技術者は必要なんです。

今、団塊世代が退職されているということで、トヨタ自動車株式会社でもよく言われておりますけれども、民間企業でも技術の継承をどうしていくかが大きな中身なんだということが言われておりますけれども、県庁内でも、数年で退職するけれども、その技術を次の人に引き継いでいきたいと思っても、なかなか仕事が忙しくてそこまで手が回らないと、またそれをバトンタッチする若い人もなかなかいないんだという話をよくお聞きするわけなんです。

削減ありきではなく、必要などころには人の配置を適切にしていきたいと思っておりますし、このことが県民サービスにもつながってくるということで、特に技術職の確保ということでは、切れ目なく継続できるようにご努力をいただきたい。このことを強く要望しておきたいと思っております。

県税の収入の問題を県民から見ますと、県債残高がふえるということは、それだけ借金を背負わされているということにもなりますし、逆に県税収入が28%と少ない。法人税とかいろいろ言われましたけれども、奈良県は県全体がどちらかといったら大阪などのベッドタウンとして大きく発達してきたというんですか、そういう特徴があるのかと思っておりますけれども、それだけ県民の暮らしが大変になっていることのあらわれではないかと思うんです。

どのようにして収入をふやしていくかを考えますときに、今、CO2の削減、自然エネルギーの活用で、新しい雇用の場をとということも言われておりますし、福祉や医療・介護の分野、本当に県民生活に密着したところでの雇用をしっかりと確保して、県民の皆さんが奈良県で安心して働き、暮らしていけるということは、とりもなおさず日常の消費を奈良県でするわけですから、めぐりめぐって県税の収入にはね返ってくるということになるのではないかと思うわけなんです。

そういう点では、今後とも県民の暮らしを優先していくと、そしてお金の出し方、使い方ということでは、また後のところでも質問したいと思っておりますが、関西文化学術研究都市高山第2工区の開発の問題、あるいは通過道路と言われる京奈和自動車道の和北道路など、むだな大型公共事業をやめて、県民の暮らし最優先の、お金の使い方というんですか、財政に切りかえていくということが大事ではないかと思っておりますので、そのことを強く言っ

ておきたいと思います。

○浅川委員 決算委員会初日ということで、1回目の質問、張り切ってやりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。5点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず1問目は、監査についてであります。監査事務局長にお伺いいたしますが、自治体財政健全化法第3条によって自治体の首長は、健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に附し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならない。よって健全化判断比率を公表しなければならないということで、今回公表されました。前年度も、試行として発表されておりますが、この監査委員の審査について、間違いのないものを公表してくださいということの意味合いがこの第3条の中にはあると思いますので、監査委員事務局長として健全化判断比率を出された、これについての所見をお伺いしたいと思います。

2番目に、不適正経理についてであります。

10月9日の毎日新聞のトップに、28府県市不正経理20億円というのが大々的に出ておまして、わが県においても、昨年11月に不適正支出に対する委員会というのが設けられたんですか、それによって全庁舎を点検された。実際、不適正な経理処理も発覚したということで、その辺を発表いただきました。預けとか、差しかえとか、そういうものがあつたということでございます。

奈良県が自主的にされたということですがけれども、実際は会計検査院がいろいろ調べて他府県で発覚した。奈良県もこういうことがないのかと。実際、会計検査院が動いたということで、おしりに火がついてされたのかとも思わなくはありませんけれども、いずれにしても自主的にされた。

実際、それが発覚して、その後、再発防止対策としてどう取り組みをされてきたのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

3番目に、県税の滞納状況、それからその対策についてお伺いしたいと思います。

随分滞納があるようで、監査委員から出ております意見書の7ページにも書かれております。収入未済額の解消について、個人住民税滞納整理室の機能を十分に生かして、一層、積極的に徴収強化の取り組みを推進されたいということが書かれております。

実際、あれこれ言ってもなんですので、県民税について、この額が一番大きいかなと思

いますので、このことについての状況をお伺いしたい。

平たく言えば、なぜこういう滞納というものが生じるのか、その辺の原因ということもいろいろあるかと思うんです。現場ではいろんな取り組みがされていると思いますが、その辺を具体的にいろんな事例ももし含めてあるのであれば、ご報告いただきたいと思います。

4番目に、職員倫理条例についてお伺いしたいと思っております。

昨年、土木部において、不幸にも事件が起きました。土木部の話ではありますが、入札制度についてもいろんなことを改革しながら、いろんな考え方、試行錯誤をしながら、談合防止対策ということで、いろいろな取り組みをされているとは思いますが、実際、県民は、今、公務員に対して非常に厳しい目で見ているんです。

例えば、飲酒運転についても、酒気帯びだったらどうなのか。普通、一般社会における株式会社では、即刻クビであるとか、会社によっていろいろそれぞれあるんでしょうけれども、公務員というのは、もちろん県会議員もそうでありますけれども、税金をいただいてやっていくということから、県民の模範になるように襟を正さないといかんということで、目も厳しくなるのは当然のことです。

そんな中、いろんな不正が起きないように対策というものは考えられていると思うんですけれども、そういうことを一括して、職員倫理条例というものが策定されたらいいのではないのか。一つのガイドラインというのが出てくれば、県庁職員の皆さん全員が行動もしやすくなるのではないかなということも含めて、いいのではないかと思います。現在、これについてどのようなお考えをお持ちなのか、またどのように進めようとされているのかについてお伺いしたいと思います。

5番目、不用額についてお伺いしたいと思います。

「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」で見えていきますと、歳出の部分で、あらゆるところで不用額というのが出てまいります。

この不用額の内訳というものを一つずつ本当に克明に聞いていきたいんです。これが、まさしく決算委員会の存在意義であると思うんですけれども、時間の都合上、それはなかなか難しいことなので、とりあえず総務部の総務費についてお伺いします。

総務費では、13億2,200万円の不用額が出ております。これは一体どういうものかご説明をいただきたいと思います。

以上、5点であります。

○上田監査委員事務局長 財政健全化の審査のことについてお答えいたします。

委員お述べのとおり、財政健全化法が平成19年6月に制定されたわけでございますが、この法律の趣旨は、財政の悪化を早期に把握して是正するということを主眼としております。そして、知事は、監査委員の審査に付した上で議会に提出し、そして公表していくと、こういう段取りになっております。このため、適正に作成されているかということを決算書類等に基づいて審査したわけでございますが、その結果、適正に作成されていると判断いたしました。

今後とも、県政が厳しい状況にある中で財政の健全化が今後とも重要だと一層認識しておりまして、県民の信頼と理解を深めるためにも、その指標となる健全化判断比率等の審査に当たりましては、厳正に審査・監査をしてまいりたいと考えております。

○浪越総務部次長 経理問題に関する再発防止策について、どのように取り組まれているかというご質問でございますが、自主調査をいたしまして、こういう事象が発生した主な要因ということでは、会計法令等に対する遵守意識だとか、公金等の取り扱いに対する重要性の意識の希薄さ、こういうものが根底にあらうかと考えております。

また、物品等の購入に関する手続の面においても、チェック体制の甘さであるとか、内部統制という観点からも少し強化が必要であろうと思っております、3月に調査結果を発表させていただいた際に、再発防止策という形で公表もさせていただいたところでございます。

その中で、今まで取り組んでまいりました事柄について簡単にご説明を申し上げますと、職員への研修ということで、法令遵守の研修を平成21年3月から5月末にかけて集中的に実施いたしました。

また、会計手続の観点から、手引き等の更新でありますとか、会計例規集の庁内サイト、そういう部分の創設、相談コーナーの設置というものをさせていただきました。

また、本庁におきましては、本年6月から本庁の部分の共通事務用品等の調達の手務を一元化する用品センターを開設して運用しているところでございます。

また、7月からは、本庁出先機関を含めまして、物品等の調達システムをつくりまして、各所属で活用しているという状況でございます。

また、本庁におけます物品等の検収につきまして、会計局で一括検収をするという取り

組みも進めてまいります。

今後は、これらの防止策につきまして、実施状況でありますとか、効果等について検証を進め、二度とこういうことの起こらないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大西税務課長 県税の滞納の状況と、その対策についてということでございます。特に、個人県民税の収入未済額がふえておりますので、その原因と対策についてということであったと思います。

まず、平成20年度の県税収入の未済額につきましては、市町村に賦課徴収を委任しております個人県民税の未済額、これが29億3,100万円となってございまして、前年度比で3億2,900万円の増となっております。

なお、個人県民税を含めました県税全体では、51億4,600万円で、対前年に比べまして2億7,700万円の減となっております。

こうした個人県民税の未済額がふえました原因といたしましては、所得税から住民税の税源移譲によりまして、個人住民税の課税額が大きく増加したということが1点でございます。

それから、景気の低迷によりまして、給与所得が減少したことや非正規雇用がふえたということなども考えられるのではないかと思います。

また、団塊の世代の一斉退職によりまして、給与から天引きされます特別徴収が減少し、普通徴収がふえたということもあるのではないかと思います。

先ほど委員から具体的な事例ということもございましたが、市町村で聞き取りをいたしますと、リーマンショック以降の退職等によりまして、特別徴収が普通徴収になったということで、分納とかの相談もよく受けているということは伺っております。

そして、その対策でございますが、個人県民税につきましてですが、従来から県税職員を市町村に派遣いたしまして滞納整理に当たりますとか、あるいは市町村で徴収困難な案件を県が引き継ぎまして直接徴収するとか、そういった取り組みを行っておりますが、先ほどもお述べのように、新たに個人住民税の徴収に特化した組織といたしまして、個人住民税滞納整理室を設置いたしまして、この4月から県職員と市町村職員の相互併任により編成したチームを3市、これは奈良市・香芝市・桜井市でございまして、常駐派遣いたしますとともに、それ以外の市町村につきましても、県から随時派遣でありますとか、

先ほど申し上げました直接徴収の取り組みを行っておるところでございます。

また、11月から12月にかけては、県と市町村共通の滞納整理強化期間と定めまして、財産調査でありますとか、差し押さえの強化、あるいは差し押さえました不動産を
合同で公売するなどの取り組みを行っておるところでございます。

いずれにしましても、貴重な自主財源でございます県税収入の確保に向けまして、さらに徴収の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中人事課長 高度な倫理が求められる公務員に対しまして、職員倫理条例等の制定をすべきではないかというご質問をいただきました。

国家公務員につきましては、国家公務員法、地方公務員につきましては、地方公務員法で守秘義務、職務専念義務、法令遵守等の服務規律が明文で規定されておりますなど、職務遂行におきます規範性が求められているということは、ご承知のところだと思います。

このため、本県では、新規採用職員研修、また新任係長研修等、階層に応じた研修において公務員倫理の時間を設けまして、職員に対して公務員倫理の徹底を図るとともに、継続して取り組みを進めておるところでございます。

また、毎年6月及び12月には、綱紀の粛正に関する通知を全職員に出して、服務規律の確保の徹底を図っているところでございます。

委員お述べのように、国においては公務員倫理法が制定されておりますし、都道府県の一部におきましては、公務員倫理条例、公務員倫理規程などを制定しているということは承知をしているところでございます。

委員お述べのように、職員倫理条例等で明文化するということは、職員の汚職防止や、一層の服務規律の向上に効果があると認識もいたしておるところでございます。

今後、他府県での条例等の実効性を十分研究しながら、引き続きまして職員倫理の向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○油谷総務課長 総務費全体での不用の主な理由は何かということと、またその不用の生じた理由は何かということでございます。

総務費全体で、先ほど委員お述べのように、13億円余の不用があります。その主なも

のといたしましては、額の大きな順に申しますと、まず最初に個人県民税徴収取扱交付金で2億1,900万円の不用となっております。これは、交付の基礎となる納税義務者の減少と、税源移譲に伴う経過措置として、前年所得が減少した所得税の減税効果を受けられない人への還付額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

二つ目といたしましては、退職者数が見込みより減となったことによる一般職の退職手当で1億9,400万円、次に主なものの三つ目といたしましては、法人県民税及び事業税について、前年度の予定納付された税額に係る還付額が当初見込みを下回ったことによる1億3,300万円、四つ目といたしましては、現員現給で予算を見込んだものの、職員の退職や新陳代謝、または育休等の取得による職員給与や共済費の人件費で、同じく1億3,300万円の不用と。五つ目といたしましては、防災ヘリの耐空検査費が当初見込みを下回ったことにより4,500万円の不用ということでございます。

以上でございます。

○浅川委員 実質赤字比率というものを従来の財政指標の実質収支比率、要するに事実上それは同じものであるということですが、例えば夕張市の場合、この公表数値に一種の操作があったということで、特にこういうことになると、夕張市が主に例に出されるわけですけども、夕張市は本当に特殊であったと、こんなに操作があったからあんなことになってしまったというのが一番大きな原因だと思っているんです。ですから、そういうことがないように、今回のこういう健全化法というのが成立されたと思うんです。

そういった観点から、監査委員の皆さんをはじめとして、監査事務局の役割というのは非常に大きくなったと思うんです。

先ほど、問題ないというご答弁がございましたけれども、再度お聞きしたいんですが、我々としてはその言葉を信用した上で、この決算委員会に臨んでいるということにもなるかと思えますし、普通、会社で言いますと、監査というのは、重役の中の大変重要な存在でありまして、会社がぐあいが悪くなったりしたときには、その経営責任の一端も担うということから、同じく監査室もそういう役割を担われることになったんだなと思っております。

これまで以上の責任が課せられたということで、再度お伺いをいたしますが、決算報告の4指標について、この辺、何ら問題はありませんでしたね。そのことについてご答弁いただきたいと思えます。

不適正経理についても、その後の取り組みについて、そこそこ答弁いただいたなど評価しております。

実際、この新聞の記事を見ましても、意識というものもちろん大事でしょうけれども、意識云々よりもシステムというものが重要だと思います。

他府県でも、発注は各部署とも出納局、県とかの用品センターということになるわけです。こういうところを一元的に通さないと、不正経理はなかなか発覚しにくいということと、納入も発注者とは別の担当者が物品を確認するとか、取引業者の調達のたびに公募して入札を行うとか、そういう取り組みはされていると思いますが、原則はこれだということが書かれております。これからも、その辺、しっかりとやっていただきたいと思います。

3番目の県税の滞納状況です。滞納されている方に徴収しに行くというのはなかなか大変なことだと思うんですが、これはたとえどういうことがあろうとも、しっかり徴収をしていただくしかないと思うんです。

いろんな都合も、県民の中にはお持ちの方もいらっしゃると思うんですけれども、みんなが公平に県税を納めるということが我々県民の義務でもありますから、この辺については、いろんな手だてを考えていただいていると思いますけれども、より一層の厳しさを持って対応することも必要だと思うんです。それもされていると思うんですが、最終的には法的措置ということも考慮しながらやるべきことはきっちりやらないことには、皆さんもその義務感を持ってみずから納めていただくということになかなかならないと思います。その辺、さらなる努力をお願いしたいと思います。

職員倫理条例についてであります。これも先進的にその辺も取り組んでいただきたいと思います。私はこういうのが制定されたらいいなと思っておる方でございます。実際、県民にとってもそういうのはわかりやすいし、みんなが把握しやすいと思うんです。そういうことから、ぜひとも進める方向でお考えいただきたいと思っております。

それから、不用額についてですが、これ、たまたま総務課にお伺いをいたしました。しかし、これ、歳出を見てみますと、この不用額は一体いくらあるのかと、各部において随分と不用額があります。

先ほどのお答えによりますと、ほとんど見込み違いだったということです。さあ、これをどう考えるかということなんです。見込み違いだったということは、要するに予算が甘かったということにもなるんです。

実際、この不用額、不用という名前がついておりますけれども、これは不用なんですよ

うね、これ。ということが言えるのか。ほかのところでもそうなんです、未執行でこうなった分、要するに繰り越しする分もあると思うし、あるいはほんとうに不用で終わった部分もあると思うんです。この辺をきっちり精査するべきだと思うんです。

そこで、次回の予算を考えていかないといけないわけですから、今のこの総務課の不用額のお答えですと、結論としては、要するに見込み違いだったと、過大に見込みをされたという結果になるのではないのかなと思うんですが、そのことについてまたご意見をいただきたいと思います。

○上田監査委員事務局長 委員お述べのとおり、これまでは実質収支ということで、単年度収支のフロー指標だけを見てきたということがございます。それで、今回、健全化法ができて、負債等を含めましてストック指標で見ていこうと、そういったことで将来の負担がどれだけあるかと、こういった比率を算定することになってきたというのも一つの大事な要素とは考えております。

それで、監査の仕事といたしましても、そういったことを重点的に見ておると。例えば、公社のストック、負債がどれだけあるとか、そういったことも当然見に行っておりまして、そういった意味で審査という役割は大変重大になり増大してきたと考えております。

今後とも、我々はそういったことに身を用いまして、正確かつ厳正・適正な審査・監査に努めてまいりたいと考えております。

○村井財政課長 総務費の不用額に関連してでございますけれども、一応、県全体の話かと思っておりますので、私からお答え申し上げます。

不用額の中には、今、浅川委員がおっしゃったように、実際に予算の見込みより少なかったという分、それから繰り越しの分については、この不用額の中には入っておりません。次年度への繰り越しに必要なものについては、次年度に繰り越すということで、この不用額の中に入っておりませんが、いろいろな不用の理由、例えば公共事業でありましたら、国庫の認証が得られなかったものでありますとか、それからおっしゃったような予算で想定したほど要らなかったもの等々がございます。それぞれの理由があります。

それから、不用という言葉ですけれども、要らなかったというよりも、用いなかったという方の不用ととらえていただいた方がありがたいかなと思います。

以上でございます。

○浅川委員 この不用額については、本当に議論する余地が大変多かろうと思っております。

用いなかったということですが、それなら用いなくて済んだんですね、平成20年度は。これを用いなくて済んだということですよ。13億円のお金を使わなくて済んだということは、これで県政運営がちゃんと成立したということになるわけですから、本当にこの13億円、ほかも全部足したらいくらあるのかというぐらいありますけれども、これは精査する必要があると思うんです。

今回の決算で、不用額の金額がぼんと出ているだけありますけれども、実際、この辺、何が不用額であったのか、実際はすべてにおいてその辺の明細というものを提出していただきたいと思います。そうでないとちゃんと精査できないと思いますので、そこをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、決算委員会、今回、11月定例会ということになりましたけれども、そこで認定されるということですが、それまでの間に、この不用額、この明細を、議会に提出いただきたいなと思っておりますが、これは可能でしょうか。

○村井財政課長 個々の理由がございますので、検討時間をいただきたいと考えます。

○浅川委員 要するに、この不用額、行財政改革の観点から言うと、これは縮めたということであれば素直に評価していいと思うんです。よく縮めてもらったなと。けれど、やらないかんことをやっていなかったのと違うかと。縮めてくれたな、これはよくこれだけ縮めてくれました、10何億円も縮めてくれましたねと、これは評価も必要でしょうし、そういうことも考えていきたいと思っております。その辺をご理解いただいて、ぜひともこの不用額について、検討いただきたいと思っております。

○稲山総務部長 今、浅川委員がおっしゃった不用額の資料につきましては、少し時間をいただいて、調整させていただきたいと思っておりますが、不用額がたくさん出ておるのも事実でありますけれども、今、浅川委員がおっしゃったように、執行する中で削減して残ったというのも大半ございますし、例えば人件費でしたら、予算要求の段階で、今、定数100人おれば100人で要求するんですけれども、実際に年度変わりますと退職者もおりま

すので、その退職者の見込みというのは、60歳の方は見込みがきちっと把握できますけれども、それまでの59歳、58歳で退職される方というのは見込みがとれない部分もありますし、もちろんその退職された後、異動で来られる方というのは若い方が来られますので、どうしても新陳代謝という意味で給料も下がってくるという場合があります。そういう意味で、不用というのもございます。

もちろん、中には全く未執行のものもあるかと思いますが、大半におきましては、そういうことで、我々もそれなりに努力しています。不用と言ったら、用いなかったと財政課長はそういう意味で説明したとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○**大国委員** 浅川委員から質問がございましたけれども、県税について質問をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明がありましたとおり、平成20年度の県税の収入につきまして、大変厳しい状況であるということは理解をさせていただきました。昨年の経済危機と言われている大きな波の中に、依然、この日本の経済というのは非常に大きな影響を受けている状況が今年度も続いている状況でございます。

さきに発表されました政府の9月の月例報告でも、景気の基準判断は2カ月連続で据え置いたものの、失業率が過去最高水準との文言を盛り込まれておりまして、完全失業率が過去最悪の5.7%を記録している状況でございます。

これに関して、県民の皆様も、総所得の減少であったり、これから12月のボーナス等も大変心配をされている状況もあろうかと思えます。

したがって、今年度も大変この県税の落ち込みというか、収入の落ち込みが予測されるわけでございますけれども、先ほども説明がございました。県税というのは大変重要だと、県政運営の中で歳入の中でも大事であるということは十分承知の上でございますけれども、今年度、まだ真ん中ですけれども、奈良県における現在の歳入における現状、また直近の現状、そしてまた今後どのような見通しをされているのかということについて、1点目、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、先ほどもお話がありましたように、「平成20年度奈良県歳入歳出決算並びに基金の運用に関する審査意見書」の11ページにあります、先ほどは収入未済額の質問がございましたけれども、不納欠損額につきまして質問させていただきたいと思えますけれども、

ども、平成19年度に比べて平成20年度はふえております。この増加している原因と、その対策、またその中にございます時効によるものの中身について、ご説明をお願いしたいと思います。

○大西税務課長 まず、平成21年度の県税収入の見通しについてでございます。

昨年は、サブプライムローン問題に端を発しました金融危機の深刻化でありますとか、景気後退に伴う法人業績の悪化、そういうところで大幅な減となりましたが、平成21年度につきましても、当初予算策定時よりもさらに厳しい状況が続いておるものと認識してございます。

9月末現在の調定額につきましては、前年同期比で91.3%となっておりまして、額にいたしまして92億1,500万円ほどの減となっております。

主な税目では、景気後退による所得の減少で個人県民税が大きく減少しておりますほか、景気の影響を受けやすい法人2税、法人事業税・県民税でございますが、そういったところが大幅な減少となっております状況でございます。

そのほか、ほとんどの税目で前年実績を下回っているという厳しい状況でございます。

今後の見通しでございますが、こうした企業を取り巻く環境の悪化に伴いまして、業績を下方修正する企業もふえてございます。

そういった中、法人の大半を占めます3月決算法人が11月末に中間の申告がされます。その動向いかにともよりますが、現在の経済環境を考えますと、当初予算の確保というのはいかほど厳しい状況と認識してございます。

次に、不納欠損の状況でございます。

先ほど委員お述べのように、平成20年度の不納欠損額がふえている理由はなぜかというところがまず1点でございます。

平成20年度の不納欠損額につきましては、4億5,400万円、前年に対しまして1億3,200万円の増となっております。

これは、主に大きな要因といたしましては、差し押さえをしております財産を公売いたしました、その分を滞納額に充当いたしました、その残額につきまして回収不能となり、不納欠損処理をいたしました破産法人、その案件が1億500万円ほどございまして、それが主な要因でございます。

それから、あと不納欠損の原因と対策といいますか、時効の多い税目はどうかというこ

とでございます。

時効の完成というのは極力避けなければならないわけでございますが、財産調査をいたしましても、処分可能な財産がなかったり、あるいは処分することによって、その滞納者の生活を著しく圧迫するということでもありますとか、滞納者が行方不明であるとか、財産もわからないと、そういったときには、滞納処分の執行停止をいたします。それで、その3年継続したときに不納欠損処理をするというのが主なところですよ。

あとは、先ほど委員お述べのように、時効は5年でございますが、時効が完成した場合ということになります。

このうち、先ほどの5年の時効が完成するというものについては、極力圧縮をしなければならぬというのが当然のことでございますが、その多い税目といたしましては、個人県民税、これが件数で約7割、金額で約5割でございます。その次に多いのが自動車税でございます。こうした2税の対策が特に重要かと思っております。

まず、市町村民税の不納欠損につきましては、先ほども申し上げましたが、この平成21年度からは、個人住民税滞納整理室を設置いたしまして、税のそういった直接的な回収だけではなく、時効完成による不納欠損処理の圧縮につきましても、鋭意取り組んでおるところでございます。

また、次に多い自動車税につきましてですが、これにつきましては、滞納件数を減らすために、まず滞納をふやさぬということで、口座振替の促進でありますとか、コンビニ納付の導入、そういったことで納税環境を整えますとともに、財産調査を強化いたしまして、預金・給与の差し押さえ、あるいは差し押さえた動産のインターネットでの公売などを促進しております。ただ自動車税につきましては、住所を転々として所在がつかめないケースでありますとか、あるいは他府県に転出して廃車、あるいは車検を受けない案件、そういった滞納者の捕捉が困難なケースが多々ございます。

そういうことで、そうした場合には滞納の処分が行えないため、時効の中断ができず、大変対策には苦慮しておるところでございますが、平成21年度におきましては、こうした所在不明な案件について、所在調査を積極的に行いますとともに、悪質滞納者の自動車の差し押さえでありますとか、また11月、12月には、先ほども申し上げましたが、一斉徴収強化期間と位置づけまして、自動車税だけでなく、それ以外の税目も含めて、全事務所体制で取り組む覚悟でございます。

今後とも、こうした不納欠損処理につきましては、滞納者の実態を十分把握いたしまし

て、税負担の公平性が損なわれることのないよう、適切な処理に心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**大国委員** ありがとうございます。

理解をさせていただきましたけれども、依然、大変厳しい県税収入の見込みだということでございます。9月末で92億1,200万円減と想像できないぐらい大きな額でございますけれども、いかにこの税収が少ない中で来年度の予算を組み立てていくかという時期にも来ていると思いますけれども、本当に県民の皆さんが行政サービスを低下させることなく、いかにこのサービスの満足度を上げていくかという、非常に相反した知恵と工夫がこれからは必要になってくるのかなと思っておりますが、今、2点目にお尋ねした不納欠損額の説明もございましたけれども、大変不納欠損もふえておる。これも今の経済状況にある意味反映されているのかなということと反面、悪質な事例もあるように今説明もございましたけれども、先ほどもお話がございましたけれども、納税というのは私たち国民の義務でございますし、公平でなくてはなりません。一生懸命納めていただいている方々も本当にたくさんいらっしゃるわけでございますので、大変ご苦勞いただいていることは重々認識をしておりますけれども、さらなる強化月間も用意をされているようでございますので、大変な中でございますけれども、しっかりと取り組んでいただきますように要望させていただきますして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**今井委員** 数点質問させていただきたいと思います。

一つは、先ほど来、話題になっております税の滞納の問題なんですけれども、個人県民税の滞納が29億円ということになっておりますが、この間、個人県民税や住民税につきましては、定率減税が廃止をされたりとか、配偶者控除、それから年金の控除とか、高齢者控除とか、そうしたところが廃止をされまして、庶民の増税というのがかなり大きく出ているのではないかなと思うんです。

片方で法人の方ですけれども、法人事業税で言いますと、こちらの方は緩和をされてきておりまして、例えば9月30日以前でしたら400万円以下の場合は3.8%だったのが1.5%、もっと所得が大きいところ、400万円以上だったら7.2%が2.9%と

ということで、大きければ大きいところほどこの税率が下げられてきているという問題があると思います。

そうした中で、確かに悪徳で払っていないというところもありますが、払いたくても払えないという実態がこの滞納を広げているのではないかなと思うんです。

県の税の猶予と、それから救済制度というのを見ましたところ、減免という欄がありまして、天災など特別な事情がある場合に減免措置が適用される場合がありますとあるんですけれども、この個人県民税の減免というのが実際に活用されているのかどうか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

それで、こちらの41ページのところに、県税の部分で、この枠外のところに、収入未済のうち徴収猶予に係るものということで書かれているのが、不動産取得税、それから軽油引取税のところをそういう扱いで書いてあるんですが、ほかの個人県民税のところはそういう記載がないんですけれども、実際、こうした徴収猶予というようなことはされているのかどうか、その辺を1点、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど徴収をするために県の職員が市町村に行きまして直接回収をされたりとか、幾つかの自治体と共同で税の回収に当たっているというお話でしたけれども、共同で行う場合に、税の徴収というのは自治体の固有の責務ではないかと理解をしているんですけれども、どのような法的な権限に基づいてそういう税の徴収が行われているのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、人件費のことですけれども、先ほど中野（明）委員からもお話がありました。人件費が大分減らされてきております。前年と比べて34億円のマイナスということになっておりますけれども、この内訳ですね、給与そのものが引き下げられたというマイナス分もあると思いますけれども、どれぐらいの人が退職をして、新しく採用された人がどれぐらいで、日々雇用の人がどれぐらいで担っているのか、また退職者はいつごろ奈良県はピークを迎えるのか、そのあたりの点をお尋ねをしたいと思います。

それと、本会議の一般質問のときに、奈良県の仕事をしている人は一体給与が幾らなのかということをお尋ねさせていただきましたところ、それはなかなか調査が難しいんだというお話がありました。

人件費でカウントする分と委託費とか物件費とかという形でカウントして、隠れた人件費というのがあるのではないかと思いますけれども、そのあたりのところはどんなふうになっているのか調査が必要ではないかと思います。その点をお尋ねをしたいと思います。

それから、長期間保存を必要とする文書の管理ですけれども、それはどんなふうになっているのか。今、議会でも、議会史の編さんを行っておりまして、昭和22年から昭和64年までの分の編さんを行っているという状態ですが、奈良県の場合は、奈良県の県史は一応ありますけれども、民間が編さんしたもので、県として編さんしたものが無いということなんです。

今、平城遷都1300年祭で、もう一度その歴史を振り返るということであれば、こうした奈良県の県史をまず今まとめるべきではないかと思いますが、これは要望しておきたいと思います。

それから、広域消防の関係ですけれども、広域的な対応が必要なことが多発をしているので、広域的な消防とご説明いただいたんですけれども、奈良県で広域的な対応が必要なことというのはどんなふうが発生しているのか。私たちが聞いておりますのは、救急車が一刻も早く来てほしいとか、火事的时候にはすぐに駆けつけてほしいとか、県民の人は身近なところを結構要望しているんですけれども、こうした事例がどんなことになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、中国の地震のお見舞金を渡したということが出ておりましたけれども、こうした各地の災害に対する見舞いの基準があるのかどうか、その辺の判断基準というのはどんなふうになっているのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○大西税務課長 県税につきまして何点かご質問をいただきました。

まず1点目は、減免の件でございますが、減免につきましては、天災等特別な事情がある場合に適用されるということでございまして、これは県民税につきましては、市町村民税と合わせて徴収されるということで、市町村の条例等によりまして減免が認められる場合がございます。

ただ、特に委員がおっしゃるように、払いたくても払えないということで、本人や家族が病気にかかったりとか、大きな事業で損失を受けられたとかいう場合には納税の猶予という制度を活用していただいております。

次に徴収の猶予についてであります。例えば軽油引取税でありますとか、不動産取得税については猶予があるということで、これは例えば不動産取得税につきましては、先に土地を取得いたしまして、3年以内に家を建てるといった場合には徴収猶予の制度が法的に

ございまして、そういったところで額が大きくなっているということでございまして、もちろんそれ以外の税についても徴収の猶予等はございます。

それから、なぜ身分を持たない県の職員が市町村の徴収や固有の課税の徴収に当たれるのかということでございますが、これは県の職員が市町村の職員を併せ持つという併任によって、そういったことを行っております。

以上でございます。

○中人事課長 人件費の影響する退職者、新規採用者の状況等についてのご質問をいただいております。

退職者につきましては、平成19年度で177名、平成20年度で190名でございます。それに呼応して採用しておる採用者としては、平成20年度で89名、平成21年度で85名となっております。

今年度の退職予定者といたしましては、208名、平成22年度の退職予定としては205名、平成23年度で152名と見込んでおります。来年度の職員採用につきましては、約100名程度と見込んでおるところでございます。

なお、平成23年度、平成24年度の採用につきましては、その時点の行政需要等を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

それと、ご質問の中で、日々雇用職員の状況についてということもございました。

日々雇用職員の状況につきましては、平成19年度で221名、平成20年度で238名、今年度の平成21年度で276名となっております。

これにつきましては、人事課で把握しております、人件費を計上しておる日々雇用職員数ということでございます。

それと、もう1点、退職者のピークはどうかというご質問でございます。

今申し上げましたように、退職の見込みとしては、一般行政部門の知事部局におきましては、平成22年度がピークを迎えるのではないかなと思っておりますし、ただ教職員とか、一般の人件費の中でも大きなウェートを占めております教育職員につきましては、平成25年度、平成26年度がピークを迎えるときになるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○油谷総務課長 本県における文書管理についてということでございますが、県におきま

しては、完結した行政文書については、文書の種類に応じましてそれぞれ保管しておくわけでございますけれども、まずは条例または規則の制定、改正のための決裁文書などは30年、次に通達、内規、その他例規に係るような決裁文書などについては10年、次に予算、決算、出納、その他財務会計に関する決裁文書などは5年、それと通知、申請、届け出、申達等に係る決裁文書などは3年、そして最後に庶務に関するような軽易なものなどは1年ということで保存しております。

この保存期間が満了した行政文書については、保存期間が3年以下の文書については廃棄して、それ以上の保存期間が5年以上の文書については、歴史的資料として重要な価値を有する行政文書の適切な保管のために必要な措置を講ずるという観点から、県立図書館情報館に移管しておるところでございます。

図書館情報館に移管された行政文書につきましては、県行政の貴重な歴史的資料として保存すべきものと、そうでないものにと選別されます。保存すべきものとされたものについては、県民の皆様の閲覧利用に供するために図書館情報館で保存されているところでございます。

以上です。

○岩口消防救急課長 消防の広域化について、どんな広域化した事案が発生しているのかということでの質問でございましたが、消防の広域化につきましては、災害が非常に広域化、あるいは大規模化してきている中で、対応する消防の、例えばポンプ車、火災の場合に一般的に初動と言っておりますけれども、2台、あるいは3台出動できる状況をつくって、全体の消防力を上げていこうというものでございます。

奈良県でどのようなそういった広域化の事案が発生しているのかというご質問もございましたが、知っている範囲で、奈良県では幸いにも大きな火災とか事故とかは発生しておりませんが、つい最近でございますが、ある消防本部で救急車がすべて出払っていたために、隣の消防本部に応援出動を頼んで救急対応ができたということがございます。

広域化で申し上げております大きな意味での共同化といいますか、広域運用、消防力の強化ということについての内容としては、具体的な状況は奈良県下では今のところは発生しているような火災、あるいは事故はないと認識しております。

以上でございます。

○西谷防災統括室長 災害見舞金についての基準のようなものがあるのかというお尋ねでございました。

国内での災害、他府県での災害時につきましては、内規がございまして、簡単に申し上げますと、死者ですと100人以上、家の全壊等の被害を受けた場合ですと1,500以上、それぞれに例えばけがをされた方は、死者の2分の1に換算するとか、お家ですと、半壊ですと、これも全壊の2分の1でカウントしますとか、そんな計算の仕方はあるんですけども、申し上げたように、死者ですと100人以上、それから住家の被害ですと、全壊で1,500以上の場合に他府県にお見舞金を出させていただくという基準になっております。

海外については、こういうものがございませぬので、それぞれのケース・バイ・ケースの判断ということになっておろうかと思えます。

以上でございます。

○今井委員 先ほどの税の問題ですけれども、市町村の税の対応によって減免とかしているものがあるということですか。県税で減免の件数とか、そういうのはわからないでしょうか。もしわかれば、また後で結構ですけれどもその辺を教えてくださいたいと思います。

2008年6月に葛城税務署の上席国税調査官が収賄の疑いで逮捕されたという事件がありました。これは、ティグレ八尾支店の業務責任者が逮捕されたと、このグループの商工団体の会員業者への追徴金の減額を依頼されて15万円を受け取ったという事件があったわけですけれども、県の天災など特別な事情という中に、特定の商工団体のところからの事案であれば減免するとか、そうしたものはあるのかどうか、その点を1点お尋ねしたいと思います。

それから、人事の問題では、日々雇用職員の方がふえてきていると理解をいたしましたけれども、この中に含まれない部分に指定管理者の問題とか、業務委託の問題とか、そういうところに大きな問題があるのではないかと考えているわけです。

先ほどの指定管理者の大きな表を見させていただきますと、ここの中で指定管理者導入施設というのが書いてありますけれども、ほとんど人件費を削減して、新しくそちらで人を雇ってということだと思えるんですが、これを見ますと、人に係るコストはゼロになっているんです。物に係るコストというところにいろいろ費用が書いてあるわけですけれども、労働力を物とするというあたりに抵抗を感じるわけですが、実際、ここでどんな形で

最終的なところの労働者の方がどんな労働の状態で働いているのかというのを把握するべきではないかなと思うんですけども、今、奈良県ではそのあたりはどんなふうになっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

広域消防ですけども、結局、国では広域的な事案が必要だということを言われているんですが、県から見たら具体的にはそういう事案が発生していないということで理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

だから、この広域消防は、県の必要からではなくて、国からの要望で広域消防の流れになっているということで理解をさせてもらったらいいのでしょうか、そこをお尋ねをしたいと思います。

お見舞いのことについては、そういう基準があるということを知りましたので、そういうことかなと理解をさせていただきました。

○大西税務課長 減免についてのお尋ねですが、先ほど申し上げましたように、減免につきましては、天災等の特別な事情がある場合と限られてございまして、先ほどの市町村の事例も含めまして、減免の件数を今持っておりませんので、また改めてご報告をさせていただきたいと思います。

また、特定の商工団体とおっしゃったんですが、その辺の事例、把握はしておりませんが、減免は先ほど申し述べました事情がある場合に限りまので、そういった事例はないと思っております。

以上です。

○西川行政経営課長 指定管理者の関係でお答えさせていただきます。

指定管理者の管理を受けている業者がどのような形で労働しているかということでございますが、これにつきましては、現在、指定管理の業務をするに当たりまして、こういった体制で、管理者を何人置いて、あるいは業務を実際にする人を何人置いてということ、業務の計画書、あるいは実績報告書で報告していただくとなっております。

以上でございます。

○岩口消防救急課長 消防の広域化についてですが、消防の広域化は、奈良県下におきましても、先ほど少し申し上げましたが、初動体制の強化につながる。例えば、火災があっ

ても、近いところから消防ポンプ車が出てきてより早く安全に消火が行われるなど、非常に奈良県民のサービスの向上につながる話でもあり、大変重要なことだと考えております。

○今井委員 県の仕事にかかわって働いている人の実態というのを一般質問でも質問させてもらったんですけども、しっかりとつかむべきではないかと思っております。

前、埼玉県ふじみ野市というところで、プールの排水口に排水口に女の子が入って亡くなったという事件がございました。その問題でも、市のプールですけども、そこに業務委託で民間に委託をしまして、その委託業者が別会社に丸投げをしていた。それぞれに利益を取りますので、一番末端で働いていた高校生のアルバイトの人がそのときにいてたということで、一番安い人件費ということだと思います。ちゃんとした訓練も受けていないと。

そうした中で、当日、プールで泳いでいた人が、こういうものがあつたとそのアルバイトの人に排水口のふたを持ってきましたよね。普通だったら、流水プールの排水口のふたを持ってきたというのはどういうことかとの判断が必要ですけども、それがわからないままほかの人に連絡をしようとしていたときに、そうした事故が起きたということで、まさにこれは人為的な人災事故ではないかと思うわけです。奈良県もコスト削減ということで、いろんなところの指定管理者が、再契約するたびに安い金額になってきているわけですけども、そうしたところで、本当に末端で働いている方がどういう条件で働いているのかというのをしっかり見きわめていく、県でつかむ必要があるのではないかと思うわけです。

県の事例で言いますと、橿原市の社会福祉総合センターが以前、県の社会福祉事業団に委託をしていたのが、民間の清掃関係を中心とする会社に委託が代わっているわけですけども、たまたま行きましたときに、警報のブザーがブーと鳴っておりまして、何か起きたのではないかと思ってびっくりしたんですけども、周りの方も非常に何かあるんじゃないかと思ってびっくりしているんですけども、だれか飛んでくるわけでもなく、何事もないという感じで、あまりずっと鳴りっ放しだったもんですから、管理室みたいなところに「ブザー、これ鳴っていますけど」と言いに行ったのですが、「今、連絡とっています」という感じのことを言われたことがあります。

何事もなくブザーだけの問題だったから、それでよかったんですけども、もし何かあったときには、福祉の施設ですので、障害のある方などもたくさん利用されております

ところですので、本当に大変だという思いをしたわけですが、ぜひ県として、そうした委託先とか、こうしたところの実態を把握していただきたいと思いますが、その点でご意見を伺いたいと思います。

○西川行政経営課長 指定管理の件についてお答えさせていただきますが、現時点で指定管理者との協定等の中におきましては、その労働条件等というところまで報告を求める形にはなっておりませんので、現時点では、先ほど申し上げました形の報告をいただいて、きちっと指定管理の業務をしていただくということが最重要であろうかと考えております。

以上でございます。

○森川委員 要望と、またお聞きしたい部分がございます。今井委員が県のアルバイト、パート、この問題に触れられましたけれども、今、県の職員さんが減っていく部分で、今後大幅な退職者が出られると思います。

その中で、経過的に平成19年度、平成20年度の資料しかないんですけども、この部分で、人数が多く減っていつている。特にことし、また来年にかけて、大幅な退職者が出られるということでお聞きしたいんですけども、専門職の方がやめていかれて新人が入られるということで、早急な対応として、職員の研修なり、また勉強会なりを進めるということが本当に大事だなと思います。

ところが、この人数から見ていけば、職員が退職されたらその補いというのは、大幅にアルバイト、パート、また臨時職員で賄っておられるように感じます。その辺の県としての今後の対応をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

また、来年度の予算組みもされると思いますので、要望としてもう1点お聞きしたいんですけども、広域消防のあり方ですが、本当に民間の力をかりて消防団というのは成り立っていると思います。

その中で、民間の消防団、また広域の自治消防と公的な消防署、この辺の枠組みを今回、決算の中でも消防の広域化と、今までどのようにされてきたのか、また今後どのような形で自治消防とまた広域消防をつないでいくのか、また縮小することに対して、この1年間どのような議論があったのか、今後、詳細な経過報告といいますか、急に質問しているもので、申しわけないんですけども、今後の事業計画、また今までの報告として、できましたら資料としていただきたいと思いますが、また来年度、広域的な取り組みを本格的に

されると思うので、その辺のことも踏まえて、来年度の予算に計上していただきたいと思います。

要望でございますので、また後日、消防についての話は聞かせていただきたいと思いますので、1点だけお答え願えますか。

○中人事課長 退職者がふえる中であって、職員をどう育成・養成をしていくのかという点でございます。

専門職につきましては、各部局において、部局ごとの専門研修なり、そういう取り組みもしておりますし、自治研修所の中においては、能力開発研修ということで、例えば知識・技能・業務遂行能力・折衝調整力、そういったものを高める研修を実施して、それぞれの方々に参加をしていただきながら質を高めていくという取り組みもしております。

また、職場においては、先ほど委員おっしゃられたように、技術の伝承とか、そういったものは、先輩から後輩へというところというのは、非常に人間関係、コミュニケーションが成り立って初めて伝承というのはなされていく。そういった意味では、それぞれの職場で職務を通じた研修を実施して技術の伝承が行われておると思っております。

それと、今後日々雇用職員がふえることによって、職務上の支障はどうかという点でございます。

今、日々雇用職員は、正規職員の産休・育児休業及び病気休暇の代替として入っていただくことをはじめ、データ入力等の比較的単純な業務をしていただいております。

それと、できるだけ円滑な業務執行という観点からも、できるだけ業務をマニュアル化するとか、そういったもので、だれが変わってもその業務に携わっていけるという取り組みも進めておるところでございます。

そういったものを活用しながら、円滑に退職者の業務が次世代にうまく引き継がれるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○神田委員 公の施設のバランスシートについて教えてください。

利用状況の中で、まずポイントとパーセントはどう違うのかなというのと、その上で非常に経営不振のところがたくさんありますが、どのようにこれから対策を講じていかれる

のか、特に私の地元の橿原文化会館については、大変苦しい経営のようでございますけれども、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、浅川委員が質問された不用額については、商工労働部で一遍質問をさせてもらおうかなと思っていたんですけれども、もう少し配慮とか、また知恵を生かしたら、不用額も少なくなるのにと。というのは、少し絵に描いたもちなんじゃないかなという思いをする部分がありまして、その辺のところ、用いなかったとかという答弁があったので、これはその部で質問しようかと思っておりますけれども、決して絵に描いたもちではないというところをしっかりと聞きたいと思えます。

各部署からいろいろ要望が上がっても、財政課で大変厳しい結論を出されるということもありますし、この予算は本当は全部使ってきちっとやっていくことが県民へのいろんなサービスという意味では、それが一番で基本ではないかなと思っているんです。

ただ、そうして理由はいろいろあろうとは思いますが、本当は使わない方がいいのと違うか県はという意見もありますので、その辺で何かご意見とかがあれば聞かせてください。

○西川行政経営課長 公の施設のバランスシートの件についてお答えいたします。

利用状況のところのポイントとパーセントとなっておりますのは、ポイントで表示しておりますのは利用率です。貸し館の利用等の率で前年度との比較をしておりますものについては、増減をポイントという形で表示させていただいております。

それから、実際の例えば入館者数であるとか、利用者数というもので増減を見ておりますものにつきましては、増減をパーセントという形で表示させていただいております。

それから、例で申し上げますと、奈良県文化会館でございますが、これはプラス4.7ポイントとしておりますが、この数字のベースとなっておりますのが、平成19年度の貸し館の利用率が58.8%に対して平成20年度が63.5%と、その差をプラス4.7ポイントという形で表示しております。

パーセントで例えば書いておりますので申し上げますと、貸し館施設の馬見丘陵公園のところでございますが、△7.2%ということで、これは研修室の利用入館者数の人数でいっております、平成19年度が7万5,564人に対しまして、平成20年度7万148人ということで、その増減を△7.2%という形の表示で、率等を比較したものにしましては、ポイントという言葉を用いまして、実際の利用者数を用いたものにつきましては

ては、パーセントという表示をさせていただいているということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、施設の運営の件ですが、個々の施設の運営につきましては、全体の公の施設の改革ということにつきましては、それぞれの施設におきまして、利用者のご意見をお聞きしたり、それから運営の効率化ということで、さらにどういふ努力ができるかとか、それはもう個々の施設の実態や状況等を踏まえまして、それぞれ例えばホームページによってより一層周知をするとか、あるいは入館していただいた方に喜んでいただけるような催しを開催するとか、そういう工夫をこれまでも続けておりまして、今後とも各施設ごとにそういう取り組みをされていくということになろうかと思ひます。

以上でございます。

○村井財政課長 委員お述べのとおり、引き続き厳しい財政状況にあることは確かでございますので、執行途上においてもいろいろな経費の節減ということもあるかと思ひますけれども、不用額のところは、先ほど申しましたように、予算の時点との見込みの相違、それからやむなく執行できないものということかと思ひます。予算はきちんと執行していくというのが本意だと考えております。

以上でございます。

○神田委員 パーセントとポイント、わかったような、わからんようなで、済みません、人数として把握しやすいのはパーセントなのかなと適当に解釈しておきます。それとこれからの対策というので、個々に具体的な対策は今ないようですけれども、特に櫃原文化会館、これは提案というか、要望というか、櫃原市、中和地域にはホテルがありません。だから、あの上に複合施設という形で、ホテルを誘致したらどうなのかなという、こんな思ひでおりますけれども、また考えてください。

それと、不用額の件ですけれども、商工労働部でしっかりと言いたいなと思ひておりますけれども、予算計上した分はきちっと消化していくのは基本で大事なことだと思ひておりますので、もちろん儉約して削減できた分にはそれはすばらしいことですが、もっと本当は県民に喜んでもらえる努力をしたらそれを使えたのにとということもこの不用額の中にはあると思ひますので、その辺、またこれからしっかり吟味して、不用額、いい意味で減らしていくように頑張ってほしいと思ひます。

以上です。

○井岡委員 それでは、何点か質問させていただきます。

決算審査特別委員会ということで、今回、数字は求めていませんので、通告しておりませんが、数字の部分は後で結構でございますので、大枠を質問させていただきます。

まず、知事が一般質問の中で、「P D C AサイクルのCが大事だ」と言われております。大変いい答弁をいただいておりますけれども、今回、評価で出されているものは主要施策の成果に関する報告書と、それから重点課題に関する評価ぐらいのものです。

全体的な政策評価、例えば知事が選挙で通ってから、政策立案して、予算化して、そして政策を実現して、それを事後評価して、決算に至るまでの一連の流れが毎年公表されていけば、県民がどれだけ知事が政策遂行に対して努力したかということの評価できるわけです。それを参考にして、また次の選挙に向かうわけであります。

その中で、全体的な政策評価、例えば目指す姿の指標とか達成状況や、それから県民意識の調査や統計資料、社会状況によって、総合的に評価するようなものを公表することが必要だと思いますけれども、その点について、総合的な評価があまり公表されていないように思いますけれども、どうするのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、事務事業がいろいろございますけれども、この事務事業、するときは予算の中にマル新と出てきますけれども、やめるときに何でやめたのか、その理由とか、それからその統計的な資料、そういうことをあまり公表されていない。するときはいいけれども、やめるときは、何でやめたかというのはあまり公表されておらない。これについて、平成20年度においてやめた理由、そして協議の過程が、どうなされてやめられたのかということをお伺いしたい、もしくは数字等が後で公表できるのであれば、また後日いただきたいと思っております。

それから、次、4点目ですけれども、事前・事後評価の件ですけれども、特にきょう昼からまた質問させていただきますけれども、大規模事業、公共事業ですね、この評価を事前・事後、事前にどうしようか、そして後でまたどう評価しようかということが一番大事なことですけれども、どうも農林部や土木部だけでやっているように思われます。

政策部局も含めて、総合的なマネジメントが必要ではないか。その件に関して、言葉では「P D C Aサイクルで回している」と言われるけれども、実際の知事部局の日々の職員の中で、それについているかと言えば、まだまだ旧態依然の体質があるように思います。

そんな中で、例えばこの決算審査特別委員会において我々にどのようなものを求められているのか、ただ数字をチェックするだけで昔ならばよかったかもわかりません。トップダウンで政策を遂行するという最近の全国的な状況の中で、この辺の部分が非常におくれていると思います。その中で、例えばこの公共事業評価とか、組織のこと、今後どう考えていかれるのか、そしてわかる範囲で結構ですので、答弁をいただきたいと思っております。

それから、審議会のことですが、おととしの4月に総務部長から通達を出されまして、審議会の内容を公表しようということでした。

当然ながら、全部すべて公開されておられるのかと思いましたが、氏名が出ていないとか、発言する内容は概略版にしているとかということが、去年1年間、厚生委員長をさせていただきまして、多々ありました。

そのたびに、例えばスポーツ振興審議会の概要版で議事録を書いておられた。氏名も公表されておられなかったので、「私はサインをしない。もう一遍、委員さんに全部サインをもらえ」と言って、それをさせた記憶があります。

例えば大変な事業のいろいろな審議会がございます。議会に見せる前に、先に審議会ですべて議論されていますので、これを公開するのが当たり前だし、氏名を必ず公開して、「私はこういう意見です」と言ってもらわないと、言葉に責任を持たないわけですので、これを徹底化していただきたい、こういうのを統一すべきであると思います。

ただ、守秘の部分に関しては、それは結構でございますけれども、この辺を統一していただきたいけれども、これに関してご答弁をいただきたい。

質問はそれだけで、あと1点だけ要望にしておきます。

職員の定数削減についてですが、これは本来、議会のことは質問することはできませんけれども、実質上、職員の配置の範疇は知事部局に現実にあるわけでございます。

昨年より、庶務課1名、そして数年前から正職員から日々雇用に変わっております。昨年からは条例等をつくらせていただきまして、その中で非常に議会事務局の仕事がタイトになっております。まるで議会活性化の抑制をしているように感じられることもあります。

そして、それともう1点、予算の件ですが、きょう議会費を見ておりましたけれども、議会費でも、去年、条例をつくるのに調査したいと言っていましたけれども、去年3月31日で予算は使えない、予算はなかったということで、慌てて4月になってから、医療の方の条例ですが、その予算を執行させていただきましたけれども、大体、

議会というのは6月が役員改選なので、それをめどでやっております。

そんな中で、予算執行上、3月に切られてしまうとなかなか使えない。特に、来年の予算要望もこの間少なかったので、議長に申しまして、議会事務局に言っておきましたけれども、その辺、あまり議会を活性化したらあかんのか、いいのか、我々はもっとしたいんですけれども、その辺のサポートをお願いしたいと思います。これは要望でございます。

以上です。

○辻本政策調整課長 評価の公表内容についてということでの質問だと思います。

本県では、先ほど一番最初に総務部長が説明しましたように、P D C Aサイクルということで、まずどういうことを来年度やろうとしているのかというのを行財政運営プランという形で、昨年、一昨年と公表させていただきました。

それに基づきましてというか、あるいはそれ以外のものも含めまして、予算を平成20年度に執行したと。それにつきまして、今回、先ほどお示しました重点課題に関する評価という形で、この評価した結果を公表させていただいていると。

ただ、従来でしたら、事務事業評価ということで、個々の事業がどうだったのかということだけだったんですけれども、それでは施策をどう進めていくのかというのがよくわからないというか、個々の事業をどうするかだけでしたので、今回の重点課題に関する評価では、まず一つ目に、県政が目指すべき方向はどうか、あるいは目標はどうなっているのかということも示させていただいた上で、個々の事業についての評価、評価と言いましても、幾ら使ったかというのではなしに、それでもってどういう指標がどう動いたのかということまで示させていただいております。その上で、今後、課題がどういうところにあるのかというのを示させていただいておるわけですし、ただ委員としてはこれで不十分だということがあるかと思いますが、今後、またいろいろ精査して勉強させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、公共事業評価を含めたという話がありました。これにつきましては、土木部で所管しておりますので、そちらで伺っていただければありがたいと思います。

以上です。

○村井財政課長 廃止事業についてのお尋ねでございますけれども、今、政策調整課長が

申しました中で出ましたが、事務事業評価、これを各部局の担当部局で実施をいたしております。

これで、例えば純粋に義務的な経費でありますとか、光熱水費的な管理的な経費、そういうものを除いて、それぞれ評価をしております。

それに加えて、その他の現状分析等を勘案して、廃止も含めた事業の内容の見直しを行ったということでございます。

結果といたしましては、事業の見直しと縮小が185事業、それから廃止の事業が152事業という形になっております。

以上でございます。

○油谷総務課長 委員から審議会の公開についてということでのご質問でございますけれども、審議会の公開につきましては、県政の透明性の一層の向上を図るために、開かれた県政の推進をするためにも積極的に取り組んでいかなければならないと認識しております。

そのために、平成20年1月に、不開示情報についての審議等を行う場合などを除き、審議会の会議を原則として公開するというもので、審議会等の会議の公開に関する指針を策定して、同年4月から施行しておるところでございます。

その内容につきましては、審議会の会議につきましては、一応、原則として公開すると、ただし、審議会等の会議がまず法令等の規定により会議が非公開とされている場合と、さらに奈良県情報公開条例の中で、第7条各号のいずれかに該当する不開示情報等が入っている内容等を審議する場合についてという部分、それとさらに会議を公開することによって会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認める場合等を除いて、公開すると会議の公開基準を定めておるところでございます。

さらに、議事録等の公開ということもございますけれども、審議会等につきましては、原則として奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後、速やかに議事録等を閲覧に供すると指針にうたっております。

こういった部分について、各審議会等それに沿った中でやっていただくものと認識しておるところでございます。

以上です。

○井岡委員 1点目ですけれども、全体の政策評価をいただきたい。施策事務事業と違い

ます。全体の政策の大きくくりな総合的な評価をしたらいいんじゃないかと。

これは答弁よろしいです。

それと、次、公共事業のことですけれども、当然土木部、農林部、それはそのところに質問するつもりですけれども、全体としてのマネジメントはどうするのかということ聞いています。もし答えられなかったら、また総括で、今質問したことは全部総括に回しますので、答えられなかったら結構でございます。

それから、財政課長の答弁ですけれども、その事務事業をやめたとき、説明責任があるから、件数ではなくて、理由と、どの事業をやめたかというのを開示したらどうだと言っているんです。それを開示しているものをもらえるか、もらえないか、きょうは無理だから、返事をそれだけ下さい。

それから、もう1点、最後ですけれども、審議会、指導を徹底的にやっていただきたいわけですね。各部署徹底されていなかったのが実情とさっき言ってます。細かいことはすべてわかっていますし、ホームページにもきっちり出していただいたら、それで結構ですし、それをお願いしたいと思います。

その点、再質問だけお願いします。

○寺田知事公室次長 評価の件について、少しお答えをさせていただきたいと思います。

今回、我々が評価を取り組ませていただいておりますのは、県は部局横断的にいろんな課題がございます。そういったものを、例えば経済活性化、あるいは暮らしの向上、それぞれについて部局横断的にどういう課題があるのかということの一つの指標にしまして、それぞれ各部局横断的な会議を通じまして、かなり詳しくいろいろ検討をしております。

委員の方々に今回、概要版ということでお配りさせていただいておりますけれども、本体の部分、これにもかなり詳しくいろいろ載せさせていただいているところでございます。

ことし、そういう努力をさせていただいた、まだこれは必ずしも十分ではございません。いろいろ皆様方のご意見等も伺いながら、今後、さらに取り組んでいきたいと思っておりますので、その点、ご理解よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村井財政課長 廃止事業の理由についてでございますけれども、件数もございますので、多少時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○井岡委員 和銅元年の発願と行財政運営プラン2009、これからつながるというのを事前に聞きましたけれども、つながっているけれども、まだまだ発展途上にあると思っておりますし、それと、部局横断的な会議をしておられるといいますけれども、たとえば重点課題に関する評価にしても、どこの部署とどこの部署でだれがやっているのか我々は全然わからないので、さっきの公共工事のことでもそうですし、だれとだれがやっているのか、議事録でも開示されたら、だれが参加しているのかというのはわかるけれども、これが出るまでの間、だれとだれが会議しているのかだれもわからないわけです。その辺の部分をもうちょっと、こういう協議をしていますというのをオープンにしないと、我々決算審査特別委員会でこんなのを評価する、ただ見るだけのものです。どういうふうにされたのか経緯がわからないから、決算委員会が大事だと、チェックが大事だと言ってもらえるけれども、県の仕組みがなっていないということを言いたい。

今後、その辺のことをもうちょっと真剣に考えていただいて、これで質問を終わります。

○国中委員長 ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○国中委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって歳入・総務部の審査を終わります。

どうもご苦労さんでございました。

長時間ありがとうございました。